

## 平成19年度第2回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要

I. 日 時：平成19年9月18日（火） 14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第6会議室（6階）

III. 出席者（敬称略、順不同）

主 査：佐藤

委 員：石田、土屋、齋木

KHK：北出、吉瀬

IV. 配付資料

資料6 平成19年度第1回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要（案）

資料7 液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS 0739）の確認について（案）

資料8 LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 0724）改正案について（第1回議事・委員ご意見対応案）

資料9 LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 0724）の定期見直し事項について（案）

資料10 LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 0724）新旧対照表（案） 他

- ① 本文・参考資料 新旧対照表（案）及び 関係資料（案）
- ② 別添1 消費者保安啓発の手引き 新旧対照表（案）及び 関係資料（案）
- ③ 別添2 販売事業者が行う安全確保作業マニュアル 第1章 容器交換作業 新旧対照表（案）
- ④ 別添2 販売事業者が行う安全確保作業マニュアル 第2章 LPガス設備の修理と機器の交換 新旧対照表（案）
- ⑤ 別添3 事故発生時の応急措置事項等（容器交換時） 新旧対照表（案）
- ⑥ 別添5 設備工事事業者管理マニュアル 新旧対照表（案）
- ⑦ 別添6 配送センター管理マニュアル 新旧対照表（案）
- ⑧ 別添8 ヒヤリハット事例 新旧対照表（案）
- ⑨ 別添9 書類管理マニュアル 新旧対照表（案）

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

2. 前回議事概要（案）の確認について

「資料6 平成19年度第1回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要（案）」に基づき、事務局より通読した。当議事概要（案）について採決を行ったところ、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会委員（5名）の過半数の賛成（出席委員4名全員の賛成）により可決された。

### 3. 液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS 0739）の確認について

資料7に基づき液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS 0739）の確認について事務局より説明を行い、当資料について採決を行ったところ、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会委員（5名）の過半数の賛成（出席委員4名全員の賛成）により可決された。

### 4. LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 0724）の定期見直しについて

資料8、資料10に基づきLPガス販売事業者用保安教育指針の定期見直し事項(案)及び新旧対照表(案)について事務局より説明を行った。本資料に関する意見交換等については以下のとおりであった。

- ①現行の教育指針P6 4. 6に記載されている「・調整器等のLPガス器具」は削除する。  
その旨、資料10-① 本-（11）に追記する。
- ②現行の教育指針P9 4. 12に記載されている「・一般消費者に対する保安啓発」は、「・一般消費者等に対する保安啓発」に訂正し、その旨、資料10-① 本-（16）に追記する。
- ③資料10-① 本-（19）に記載の「過熱防止装置」は「調理油過熱防止装置」に訂正する。また現行の教育指針P53に掲載している過熱防止機能の写真のタイトルについて、「天ぷら油過熱防止機能」となっているものを「調理油過熱防止機能」に訂正し、資料10-② 添1-（4）にその旨、追記する。（安全装置等の用語については、安全委員会等で使用している言葉との整合等も検討する。）
- ④資料10-① 別紙「参考2 整備すべきマニュアル等」に記載の「LPガス販売事業の個人情報保護に関するガイドライン」の入手方法として、日本エルピーガス連合会ホームページURLを記載する。
- ⑤資料10-①別紙「参考3 教育用資料／スライド・ビデオ類」に記載している「LPガスの基礎知識」は削除する。
- ⑥資料10-①別紙「参考7 液化石油ガス事故の報告方法について」の記述を訂正する。  
（1行目／「高圧ガス保安法第63条及び液化石油ガス保安規則第96条の規定に基づき……」→「高圧ガス保安法第63条及び液化石油ガス保安規則第96条の規定に基づき……」に訂正する。）
- ⑦資料10-①別紙「参考7 液化石油ガス事故の報告方法について」において、事故報告方法の概要の説明は、表ではなくフロー図による説明書とする。
- ⑧資料10-④ 添2-（7）に記載の「a 自記圧力計等を調整器入口側に取り付ける」は、「a 自記圧力計等を燃焼器入口側に取り付ける」に訂正する。
- ⑨現行の教育指針P227 3. 1に記載されている「磁気テープ等で記録しても差し支えない」は「電磁的方法により記録しても差し支えない」に訂正し、資料10-⑨ 添9-（4）にその旨、追記する。
- ⑩本指針の改正案について配布資料10の訂正事項は上記の通りとし、これ以降、変更が生じた場合は随時、各委員の皆様と書面により連絡・協議させて頂きたい。

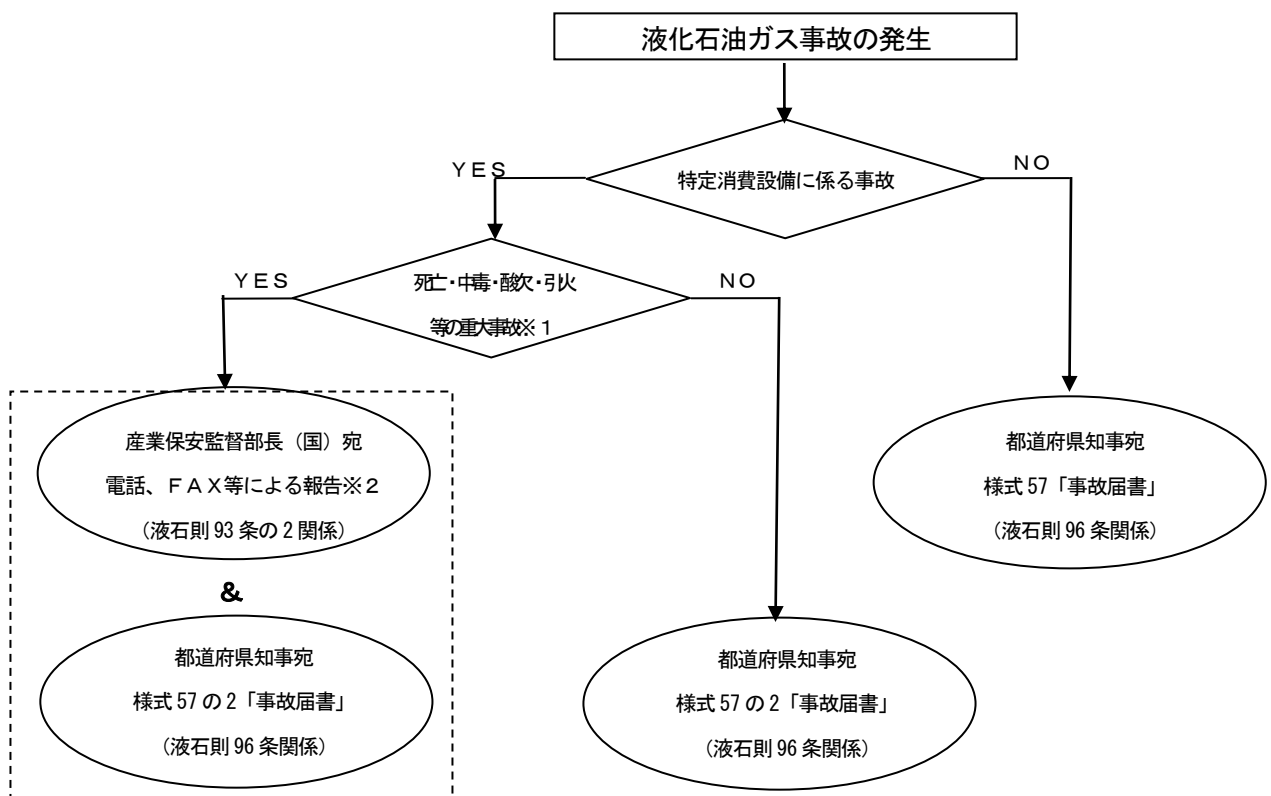
以上の議事を踏まえ、修正した資料10について採決を行ったところ、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会委員（5名）の過半数の賛成（出席委員4名全員の賛成）により可決された。

5. 今後の予定について

第3回目の分科会を10月10日に予定していたが、これは開催せず、本件についての分科会はこれをもって終了とする。本日、決議頂いた内容は11月頃、液化石油ガス規格委員会に上申することとしたい。教育指針については、今後の規格委員会での審議・パブリックコメント等には本文の改正案及び関係様式が対象となる。

以上

議事 4-⑦ 「液化石油ガス事故の報告方法について」フロー図（案）



※1 ①特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒死又は酸素欠乏となった事故

②特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は 物損事故

※2 電話、ファクシミリその他適当な方法により事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及びその他参考となる事項を報告する。